

京都府後期高齢者医療広域連合

情報公開制度のあらまし

情報公開の目的

京都府後期高齢者医療広域連合では、情報公開条例を制定し、公文書の公開に関して必要な事項を定め、保有する情報の一層の公開を図ることによって、広域連合の諸活動を住民に説明する責任を全うし、公正で民主的な広域連合行政を推進しています。

公文書公開の手続

1 請求ができる方

どなたでも、請求することができます。

2 請求の対象となる公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書・図画若しくは電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているもの
(実施機関…広域連合長、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、議会)

公開することができない公文書

- ① 個人に関する情報
個人が識別され、又は識別され得る情報
- ② 法人等の情報
公にすることにより法人又は個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報
- ③ 任意提供情報
実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供された情報
- ④ 公共の安全、秩序の維持に関する情報
公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防などに支障が生じるおそれがある情報
- ⑤ 審議、検討、協議情報
審議、検討、協議に関する情報で、公にすることにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ、住民に混乱を生じさせるなどのおそれがある情報
- ⑥ 事務、事業遂行情報
事務又は事業の性質上、公にすることにより事務、事業の遂行に支障が生じるおそれがある情報
- ⑦ 法令により公開できない情報
法律や条例などにより、公開することができないとされている情報

3 請求の方法

「公文書公開請求書」に必要事項を記載し、下記に記載する広域連合事務局に提出、又は郵送してください。

4 公開の決定

原則として、請求を受け付けた日から15日以内（請求書に不備等があり、補正に要した期間を除く。）に、公文書を公開できるかどうかを決定します。

公開請求に係る文書が大量にあるなどの事務処理上の困難その他正当な理由がある場合などは、決定の期間を延長することがあります。

5 公開の場所及び費用

(1) 公開の場所

公開は、広域連合の事務所で行います。

写し等の交付により公開を行うときは、写し等の郵送によることも可能です（別途郵送費用がかかります。）。

(2) 公開に係る費用（写し等の交付のとき）

写し等を交付するときには以下の費用がかかります。

また、写し等を郵送する場合には、郵送料（簡易書留）が必要となります。

写し等の作成の方法	費用	写し等の作成の方法	費用
白黒コピー	1枚10円 (両面の場合は20円)	ビデオテープ (VHS120分～180分)	1巻350円
カラーコピー	1枚100円 (両面の場合は200円)	フロッピーディスク(2HD)	1枚100円
カセットテープ (60分～120分)	1巻200円	その他	実費

6 決定に不服のあるときは

非公開等の決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、審査請求をすることができます。

審査請求があった場合、学識経験者で構成する情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴き、その意見を尊重し、審査請求に対する裁決を行います。

【お問い合わせ】

京都府後期高齢者医療広域連合 総務課

〒600-8411 京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸5階

電話 075-344-1202 FAX 075-344-1251